

令和8年度 清水こども園 重要事項説明書

清水こども園は、入所児童に対して教育・保育を行います。設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上における重要事項について説明いたします。

1 設置者の概要

名 称	社会福祉法人 清水保育園
所 在 地	神奈川県相模原市中央区田名2166-2
代表者氏名	理事長 鈴木 宏尚
電話・FAX 番号	電話 042-762-1871 ・FAX042-762-1874
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 ・幼保連携型認定こども園 清水こども園の設置経営 ・一時預かり事業の経営 ・乳児等通園支援事業の経営
法人認可年月日	昭和 50 年 1 月 20 日

2 清水こども園の概要

名 称	幼保連携型認定こども園 清水こども園
所 在 地	神奈川県相模原市中央区田名2166-2
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日 （清水保育園:昭和 50 年 4 月 1 日）
電話・FAX 番号	電話 042-762-1871 ・FAX042-762-1874
ホームページ・e-mail	ホームページ https://shimizuhokuen.com e-mail:info@ shimizuhokuen.com
施設長氏名	鈴木 宏尚
入園資格及び入所定員(年齢別)	◇ 1号認定こども(3歳3名、4歳3名、5歳3名) ◇ 2号認定こども(3歳21名、4歳21名、5歳22名) ◇ 3号認定こども(0歳9名、1歳11名、2歳21名)計 114 名
入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項	◇ 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、選考を行い、園長が入園者を決定する。 ◇ 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、支援法第 42 条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたこどもが入園する。 ◇ 当園の利用開始にあたり、必要な事項を記載した書面(入園のしおり)により、保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。 ◇ 退園、転園又は休園しようとする者は、保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。 ◇ 当園は以下の場合に教育・保育の提供を終了することができるものとする。 ①1号認定子ども、2号認定子ども又は3号認定子どものい

	ずれにも該当しなくなったとき。 ② 保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。 ③ 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。 ④ 教育・保育料等の納付金の未納が納期限後3か月を超えてなお支払われないとき。 ⑤ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。						
取扱う教育・保育、子育て支援事業の種類	一時保育、支援保育、預かり保育、延長保育(午後6～7時)、子育て広場事業						
学年及び学期	当園の学年は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。 1年を次の3学期に分ける。 <table> <tr> <td>第1学期</td><td>4月1日から8月31日まで</td></tr> <tr> <td>第2学期</td><td>9月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td>第3学期</td><td>1月1日から3月31日まで</td></tr> </table>	第1学期	4月1日から8月31日まで	第2学期	9月1日から12月31日まで	第3学期	1月1日から3月31日まで
第1学期	4月1日から8月31日まで						
第2学期	9月1日から12月31日まで						
第3学期	1月1日から3月31日まで						
休園日	<2・3号認定こども> 日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日) <1号認定こども> 上記に加え、 (1) 土曜日(行事等で登園する場合、振替日あり) (2) 夏季休業 8月1日から8月31日まで (3) 冬季休業 12月27日から1月7日まで (4) 学年末休業 3月27日から3月31日まで (5) 学年始休業 4月1日から4月4日まで (6) その他、園長が必要と認めた日 ※園では毎年「わくわくフェスティバル」、「わくわく発表会」、「運動会」など土曜日に大きな行事を開催しておりますが、行事終了後は片付けや職員研修等の関係から休園とさせていただきます。保護者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。						
クラス編成	ひよこ組(0・1歳)、りす組(2歳)、うさぎ組(3歳)、くま組(4歳)、ぞう組(5歳)、ぱんだ組(一時保育・こども誰でも通園事業)						
教育・保育料、給食費	<教育・保育料> ◇ 教育利用(1号):教育標準時間は無償、預かり保育についてはP39㍻-㍿参照 ◇ 保育利用(2号):保育標準時間は無償、延長保育は有料 ◇ 保育利用(3号):保育標準時間、保育短時間保育料表により算出(給食も含む) <給食費>1号、2号は有料で主食、副食を提供します。 <支払い方法> 郵便局口座引落としによる						
給食	園で調理した給食を提供						

自己評価の概要	☆ 日々の教育・保育を日誌で振り返り、翌日の教育・保育に繋が ています。 ☆ 1ヶ月の教育・保育を振り返り、次月の教育・保育計画案に繋 がっています。 ☆ 1年間の教育・保育内容等の自己評価を毎年 1 度実施し、教 育・保育内容の向上に努めています。
職員への研修の実 施状況	人材育成研修計画にのっとり実施しています。)
嘱託医・薬剤師	<うみまちこどもクリニック> 小島 奈々 医師 東京都町田市旭町 1-24-1 ままともプラザ町田2階 Tel724-0192 <加藤歯科医院> 加藤茂之 歯科医師 相模原市中央区相生 4-1-20 Tel754-9559 < 第一薬局 > 菅野宏一 薬剤師 相模原市中央区上溝 5-3-13 Tel762-0309

2 設備等の概要

敷 地	面積 2,448.77 m ²				
建 物	鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 849.38 m ²				
	室数	面積(m ²)		室数	面積(m ²)
事務室	1	26.02	調 理 休 憩 室	1	9.34
調理室	1	32.00	調乳室	1	4.58
医務室	1	3.09	その他		354.15
トイレ	6	53.52	屋 外 遊 技 場		1,394.53
保育室	5	271.73			
保 育 教 諭 休 憩室	1	25.00			
沐浴室	1	11.90			
一時保育室	1	58.05			

3 職員体制 (国の最低基準以上の職員配置をしております) <令和 8 年 4 月実績>

常 勤		非常勤		嘱 託	
園 長	1 人	保育教諭	13 人	内科医	1 人
副園長	1 人	調理員	4 人	歯科医	1 人
主任保育教諭	1 人			薬剤師	1 人
保育教諭	16 人			外部講師	
栄養士	1 人			体操教室	1 人
調理員	1 人			英語であそぼ	1 人

4 教育・保育料以外の料金

清水こども園 預かり保育実施要領(1号認定対象)

預かり保育とは

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、お子様を一時的にお預かりし、必要な保育を行うことをいいます。

対象の園児

本園に入園を許可された園児(1号認定こども)

預かり保育を行わない日

土・日曜日、祝祭日、夏休み(お盆の3日間)、
冬休み(年末・年始の6日間)、
年度初めの初日、その他園長が定めた日

利用時間及び保育料・給食費

※産休、育休、未就労等のご家庭は、基本9:00～での預かり時間となります。

平日預かり保育

<対象時間>

- 8:00～9:00
- 降園時(13:01)から18:00まで

<費用>

(朝) 8:00～8:29 50円

8:30～9:00 50円

- 降園時(13:01)から14:00まで 100円
- 降園時(13:01)から15:00まで 200円
- 降園時(13:01)から16:00まで 300円
- 降園時(13:01)から17:00まで 400円
- 降園時(13:01)から17:30まで 450円
- 降園時(13:01)から18:00まで 500円

※18:00を超えてしまったら 30分単位で200円

☆ 年長児は1～3月の期間は14:00まで標準教育・保育時間とします
(預かり保育料金不要:お昼寝がなくなり、就学に向けた活動実施)

※慣らし保育期間は、30分 50円

休日預かり保育

<対象時間> 8:00～18:00

<費用>

- 8:00～8:30まで 50円
- 8:31～9:00まで 50円
- 9:01から14:00まで 100円
- 9:01から15:00まで 200円
- 9:01から16:00まで 300円
- 9:01から17:00まで 400円
- 9:01から17:30まで 450円
- 9:01から18:00まで 500円

※18:00を超えてしまったら 30分単位で200円

※9:00～登園の場合は、8:50～登園可とする。

教育・保育料の支払い

翌月初めに前月分の請求明細書を発行し、集金袋で集金を行います。

行事等についての確認事

- ◆ 1号認定休園日に行われる行事の時間のみ(親子ふれあいデー、園内キャンプ、運動会、お遊戯会、卒園式等)に1号の園児が参加した場合は、登園日扱いとし、預かり保育料は発生しないこととする。
- ◆ 平日に行われる内科・歯科検診(午後)については、その時間に来るか、預かり保育(有料)での対応となります。
- ◆ 遠足など1日の活動となる日は、契約時間を過ぎた部分については、預かり保育料が発生します。

<給食費>

- ◆ 昼食代 225円(主食50円、副食175円)
- ◆ おやつ代 50円

<給食費の支払い方法>

月毎に昼食1回 225円×給食提供数+おやつ1回 50円×おやつ提供数を集金袋で集金を行います。

★年収 360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもについては副食費(おかず代)が免除されます。

※第3子以降とは、小学校3年生までの子どもから順に数え

- ◆ 預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
- ◆ 保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもたちの利用料が1日 450円×利用日数(月額11,300円まで)を上限に無

延長保育料	延長保育は、通常の教育・保育料のほかに利用する場合は、料金がかかります。 ・月極め 4,000 円 ・日極め 30 分 500 円、 30 分超 1 時間まで 1,000 円	
給食費	教育利用（1号） 3歳～5歳児	<u>主食・副食費を徴収</u> 喫食数により計算
	保育利用（2号） 3歳～5歳児	<u>主食・副食費を徴収</u> 、 1ヶ月あたり主食 1,000 円、副食 4,500 円
	保育利用（3号） 0歳～2歳児	主食費、副食費は保育料に含まれる
スモック等	必要に応じて購入していただきます。 ※価格等については、注文書を参照	
写 真	・園での活動写真を定期的にネット販売します。（はいチーズ） ・プロのカメラマン撮影 L 版 1 枚 165 円 ・職員の撮影 L 版 1 枚 70 円 ※価格変動により変更有	
遠足参加費 （年長クラス）	親子遠足保護者分（バス代、保険料の一部等） ※年間計画で実施の場合に発生します。 価格等については、申込書を参照	
卒園アルバム代	保護者負担分 1 冊 3,300 円程 ※価格変動により変更有	
下着（パンツ） オムツ	家庭からの補充が不足し、園から提供した場合は有料となります。 下着（パンツ）1 枚 200 円、 オムツ 1 枚 40 円	

5 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

7 保育園での行事等における写真、ビデオ撮影について

園での活動の様子は、個人情報、子どもの集中力を損なわない、肉眼でしっかり見ていただきたい等の観点から、認められた行事以外は撮影禁止となっておりますのでご理解下さい。

- 写真、ビデオ撮影が可能な行事（運動会、卒園式）
- 園内キャノン、運動会、わくわく発表会、卒園式等大きな行事はプロのカメラマンが写真を撮影しネット販売します。
- わくわく発表会は、業者がビデオを撮影し、後日販売します。

その他の行事や日常の様子は、保育教諭等が写真を撮影し、定期的にネット販売します。

8 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

・連絡帳 ・園だより ・クラスだより ・保育参観 ・個人面談
・親子遠足 ・保護者の行事手伝い など

9 支援保育について

支援保育とは、生活上適切な配慮が必要な子どもに対し、園の集団の中で、通常の保育に加え、人的または環境的に配慮した支援を行うものです。

相模原市では支援保育制度を設け、お子さまの発達状況によっては、園で楽しく過ごしなが
ら適切な発育を促すことができるよう、保護者の皆さまの協力を得ながら一人ひとりの状況
に合わせた保育を行っています。

支援保育を行うにあたっては、園から事前にご説明をいたします。また、お子さまのことで気になることなどがございましたら、園にご相談ください。

なお、支援保育にあたっては、園から、療育機関や医療機関などの外部の専門機関に対し、助言や協力を依頼することがあります。

その際にお子さまの個人情報を取り扱うことになるため、十分に説明を行ったうえで、相談の必要性や情報の提供内容などのご同意をお願いしております。

必要となる場合は、園からお願いをいたしますので、手続きにご協力くださいますようお願いいたします。

10 緊急時の対応方法

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

救急隊	管轄消防署: 相模原消防署田名分署
	所在地:相模原市中央区田名 4841-3 電 話 042-761-0119
警察署	管轄警察署名: 相模原警察署
	所在地:相模原市中央区富士見 1-1-1 電 話 042-754-0110
	管轄交番名: 田名交番
	所在地:相模原市中央区田名 4766-1 電 話 042-754-0110

11 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	相模原消防署 防火管理者 氏名 鈴木 宏尚 平成17年9月12日届出			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。			
防火設備	自動火災報知器・煙感知器・非常警報器具設備・誘導灯・消火器・ 避難用すべり台			
避難場所	第1避難場所	保育園グランド	第2避難場所	田名北小学校

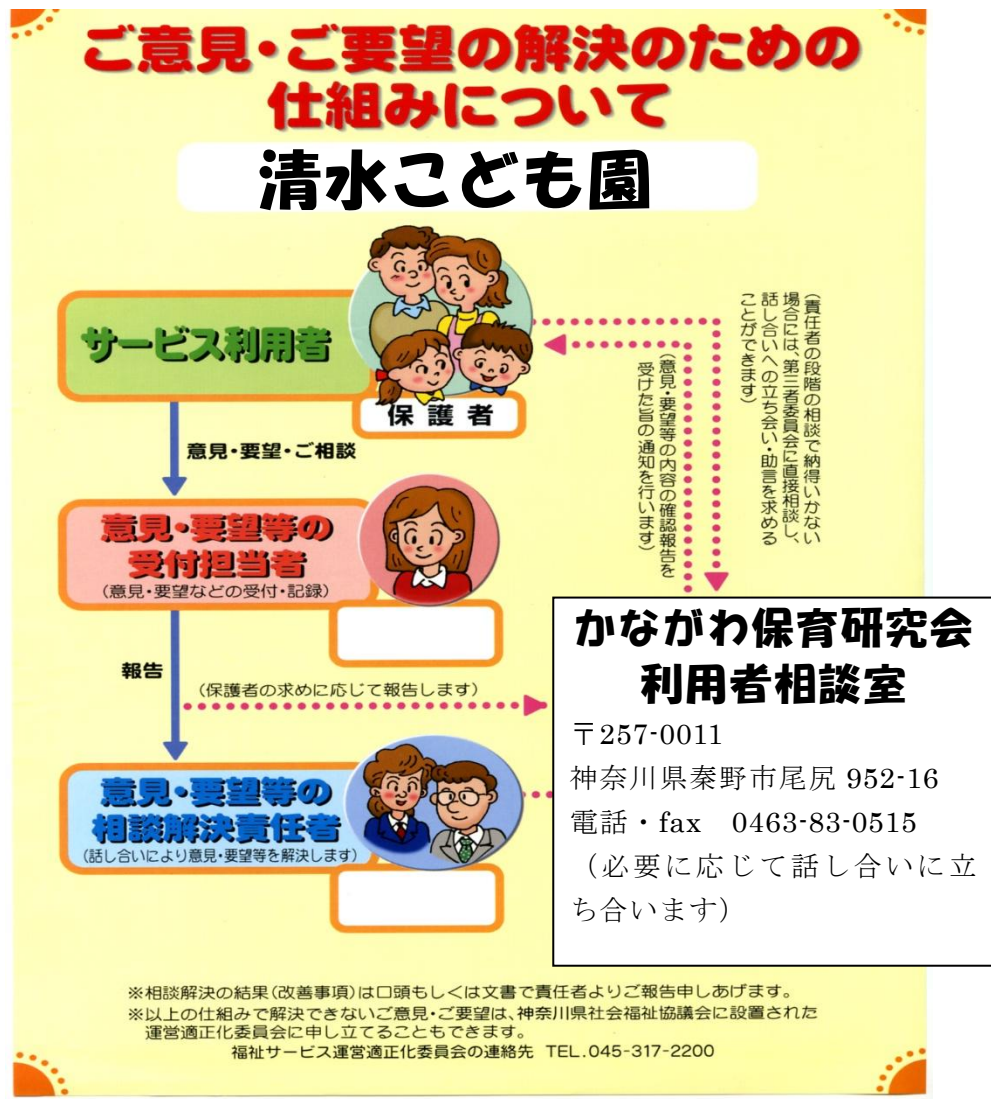
12 保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

民間社会福祉施設賠償責任保険	施設賠償（施設の管理不備に起因する事故） 生産物賠償（食中毒等に起因する事故） 対人・対物 15億円まで
----------------	--

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
	運動などの行為に起因する突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500 万円〔通学(園)中の場合も同額〕



※その他の項目については「保育のしおり」にて説明します。